

# 基山町農業委員会会議録

平成28年11月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し  
委員会議を開催する。

出席者 12名

欠席者 1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	出席	10	舟 木 壽	出席
4	大 村 廣	欠席	11	森 一 則	出席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 上田 智子

## 審 議 事 項

第20号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第21号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	5件
報告第15号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第16号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第17号	農地法第18条の規定による届出受理報告	1件
その他(1)	相続税の納税猶予に関する適格者証明	1件
その他(2)	農業委員会の制度改正について	

審議開始 9時 00分

審議終了 10時 30分

## 平成28年11月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成28年第11回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第20号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。第20号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

### 第20号議案1番朗読

この件につきましては、譲渡による所有権移転となっております。

権利を取得しようとする農地については、所有者の農業廃止により所有権移転の申請をされています。移転後は、田として利用する予定です。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農業機械の所有状況や農業従事の状況についても問題ないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えられます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、農作業に常時従事する条件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が23,995㎡となり、下限面積である3反要件も満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

申請地は、田中鉄工付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第20号議案1番について何かご意見はありませんか。

事務局

先ほどの説明の中で、「今後は田として利用」と申し上げましたが、正しくは「畑として利用」です。申し訳ありません、訂正いたします。

## 8番委員

説明の中にありましたが、下限面積の変更について、いつからですか。告示等されたならば日にちを教えてください。

## 事務局

告示日は、平成28年9月7日です。

## 議長

他に意見はありませんか。ないようですので、第20号議案1番については許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議長

第20号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第21号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出がありましたので、計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 第21号議案1番朗読

1番は、使用貸借権の設定です。期間は3年で、田として利用されます。場所は、園部インター付近の圃場になります。

## 議長

只今事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見はありませんか。地元農業委員さん、いかがですか。

## 3番委員

借受人は、現在も農業をされており、耕作の状況についても問題ありません。

## 議長

他にございませんか。ないようでしたら、第21号議案1番について決定したいと思いますので、賛成の方の挙手を求めます。

## 全員挙手

**議 長**

第21号議案1番は、全員一致で決定します。次に、第21号議案2番について事務局から説明をお願いします。

**事務局**

**第21号議案2番朗読**

2番は、使用貸借権の設定です。期間は10年で、畑として利用されます。場所は、2区寿楽園付近の圃場になります。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見はありませんか。地元農業委員さん、いかがですか。

**1番委員**

現地は分かりますが、賃借人の方が分かりませんが。

**事務局**

この方は、かいろう基山の代表者の方です。今後、宮崎の農業法人の指導を受けながら有機野菜を作っていく予定にされております。今回、代表者の方のお名前で使用貸借の届出をされます。

**9番委員**

こういう時には、附帯資料を付けてもらえるとわかりやすい。

**7番委員**

農機具の所有等の状況はどうなっていますか。

**事務局**

耕運機と軽トラックを所有しておられます。

**議 長**

他にございませんか。今後の附帯資料について、事務局は対応をお願いします。

他に意見がないようでしたら、第21号議案2番について決定したいと思いますので、賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

第21号議案2番は、全員一致で決定します。次に、第21号議案3番について事務局から説明をお願いします。

事務局

第21号議案3番朗読

3番は、使用貸借権の更新です。期間は1年です。場所は、鳥栖インター付近、鳥栖市との境の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見はありませんか。地元農業委員さん、いかがですか。

11番委員

大豆やもち米も作っておられて、問題ありません。

議 長

他にございませんか。

ないようでしたら、第21号議案3番について決定したいと思いますので、賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

第21号議案3番は、全員一致で決定します。次に、第21号議案4番を、事務局から説明をお願いします。

事務局

第21号議案4番朗読

4番は、使用貸借権の設定です。期間は3年で、畑として利用されます。場所は、宮浦インター付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、5番も同じ所有者だから続けて説明し

てください。

## 事務局

### 第21号議案5番朗読

5番は、使用貸借権の設定です。期間は3年で、畑として利用されます。場所は、宮浦インター付近、4番と隣の圃場になります。

## 議長

只今事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見はありませんか。地元農業委員さん、いかがですか。

## 6番委員

場所が分かりますが、人について、事務局から補足してください。

## 事務局

今まで耕作されていた方の妹さんに農地の管理をお願いしていたところですが、お知り合いを通じて新規に就農される方を探してこられました。これについては、地元の農家の方にご相談しながら話を進めたところです。

お1人は本格的に就農する方、お1人は主婦の傍ら農業を営むという方です。お二人とも小郡市の農事法人で何年か研修を積んでいます。機械の所有については、トラクターをお持ちです。少し前から耕作を始めておられましたが、今回正式に書類を提出されたところです。

## 議長

他にご意見等ございませんか。

事務局は、事前に地元の農業委員さんにしっかり連絡と説明をするようにしてください。

ないようでしたら、第21号議案4番・5番について決定したいと思いますので、賛成の方の挙手を求めます。

## 全員挙手

## 議長

第21号議案5番は、全員一致で決定します。次に、報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について届出がありましたので、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 報告第15号1番朗読

この件については、市街化区域の農地ですので平成28年10月4日付けで受理通知書を送付しております。場所は、3区と6区の境目あたりです。

## 議長

只今事務局から説明がありましたが、報告第15号1番について何かご意見はありませんか。地元委員さん、いかがですか。

## 5番委員

昔あった自宅の続きのところに資材置き場にしたいとのこと。水利の関係なんかについては、問題ありません。

## 議長

他にご意見はありませんか。なければ第15号1番の報告を終わります。次に、報告第16号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 報告第16号1番朗読

この件については、市街化区域の農地ですので平成28年10月17日付けで受理通知書を送付しております。場所は、小倉のコカ・コーラの配送センターあたりになります。

## 議長

只今事務局から説明がありましたが、報告第16号1番について何かご意見はありませんか。地元委員さん補足説明がありましたら、お願いします。

## 7番委員

水利等については問題ありません。後ろの田の陰にならないように、2mほど空けて設置するという事です。

## 議長

他にご意見がなければ、第16号1番の報告を終わります。次に報告第17

号農地法第18条の規定による届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 報告第17号1番朗読

この件については、報告第16号の転用の前段としての合意解約で、第16号と同様に平成28年10月17日付けで受理通知書を送付しております。

## 議長

只今事務局から説明がありましたが、報告第17号1番について何かご意見はありませんか。

## 7番委員

補足しますと、20年ほど借り受けて耕作しておったようですが、息子さんが太陽光発電装置を設定するというので、解約されました。

## 議長

ご意見がなければ、第17号1番の報告を終わります。次に、その他(1)相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明願があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### その他(1)朗読

農地所有者の死亡により、相続人から10月5日付で租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願が提出されました。証明した書類は、鳥栖税務署に提出されます。相続人は北九州在住の長男さんですが、今後も引き続き農業経営を行うということです。場所は、計10か所、地図にお示ししている圃場になります。

## 議長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

## 6番委員

問題ないと思います。長男さんは土日を利用して基山に来ておられるようで、耕作していらっしゃいます。弟さんが近くにおられるので、忙しいときは手伝っている様子です。

## 議 長

近頃は、水路の掃除にお見えになっていましたようです。

他にご意見はありませんか。なければその他（１）については、事務局の方で処理をお願いしてよろしいですか。

## 事務局

それでは適格者の証明を行った後、ご本人さんに書類をお渡ししたいと思います。

## 議 長

ここまでで約１時間経過いたしましたので、１０分休憩します。１０時１０分から開始します。

## 休憩（１０分間）

## 議 長

では、再開します。

次に、その他（２）農業委員会等に関する法律改正に伴う基山町農業委員会の制度改正について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### その他（２）朗読

新農業委員会への制度移行・制定に関して、９月２６日と１０月１７日に検討委員会を開催し、農業委員会から３名、農協支所長、青年部長、女性部長、区長会代表として２区区長、副町長及び事務局で、今後のあり方について協議を行いました。その中で、今ご説明しました内容を整理し、現在条例及び規則を制定・改正して１２月議会に上程しようとしているところですが、今回農業委員会にお諮りし、意見を伺いたいと考えております。よろしく願いいたします。

## 議 長

只今事務局から概要の説明がありましたが、昨年からいろいろと説明はあつておりましたが、今回具体的な人数等が出てきておりますので、ご意見、ご質問等ありましたら伺います。何かありませんか。

## 9 番委員

農業委員の認定農業者の自薦・他薦について、選出が非常に難しいなあと感じます。

また、推進委員さんについて、本来からいうと現地活動ということが主でしょうが、基山町は3人設置ということで、重点地域というのが必要でその他附帯する区というような位置付けが必要かと思います。また、人数はさらに少なくてもいいかな、と。その分報酬を分配できるような仕組みにしたかどうかと考えます。今後の認定農業者の育成も不可欠です。

## 8 番委員

人数について、今11名としていますが、増減はできるのですか。

## 事務局

基山町は上限が14人となっております。下限はありません。

## 議 長

なかなか国が設定しているような、農業委員を減らして推進委員を増やして、というようなことが基山では設定しにくい状況です。認定農業者の選出も今後の大きな課題です。

みなさんがこれで概ねよいということであれば、12月議会にかけていきます。他にありませんか。

## 5 番委員

2区、4区、6区あたりの農業委員さんは、このような人数でいいですか。中山間の農地を抱える地域について、そこが心配です。

## 議 長

他にご意見はありませんか。ないようでしたら、一応農業委員会はこの案で問題ないということで事務局に案を上げていただきます。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成28年11月 1日

署名人

議 長

委 員

委 員